

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から平成3年1月まで

私は、昭和59年2月に夫が退職したのを契機に、A市役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、毎月夫婦二人分の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に銀行で納付していた。申立期間について夫の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年2月に申立人の夫が退職したのを契機に、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和57年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失している記載が確認できる上、同市の58年度の国民年金検認報告名簿兼収滞納一覧表によると、申立人の欄には、被保険者資格を喪失したことを示すものと考えられる「ソ」の記載が確認でき、59年度以降の国民年金検認報告名簿兼収滞納一覧表には、申立人の氏名が確認できないことから、申立期間は、当時国民年金の未加入期間として管理されており、同市から申立人に対して当該期間の納付書が発行されていたとは考え難く、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は、毎月、銀行預金口座から引き出した金額から夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が所持する銀行預金通帳によると、まとまった金額が引き出されていることは確認できるものの、その中から当時の国民年金保険料を納付していたと推認することはできない。

なお、オンライン記録において申立期間が未納期間と記録されていることについては、上述のとおり、当時は未加入期間と記録されていたことが確認できることから、申立人がA市からB町へ転入し、同町において国民年金の加入手続を行った際に、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和59年2月26日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことにより、申立期間が国民年金の未納期間と記録されたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月頃 から 59 年 4 月頃 まで

A 地域の B ビルの中にあつた通称 C と呼ばれていた D 社に、昭和 51 年 4 月頃 から 59 年 4 月頃 までの間のうちの 10 か月 ぐらいの期間勤務した。

小売店への商品の配達、小売店の販売の手伝い及び新店舗開店時のビラ配りなどをしていた。勤務していた時期の記憶は定かではないが 27、28 歳頃に勤務していた可能性が高いと思う。給与明細書などの資料は無いが、手帳に C の電話番号を控えている。

勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が D 社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月 16 日から同年 10 月 30 日までの期間及び 54 年 5 月 28 日から 55 年 7 月 31 日までの期間は他の事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できるほか、58 年 10 月 16 日から 59 年 12 月 31 日までは他の事業所に係る雇用保険被保険者記録が確認できる。

また、B ビルに照会したところ、D 社は昭和 55 年 2 月に同ビルから撤退したことが確認できること、及び申立人を記憶している同僚の厚生年金保険被保険者記録から、申立人は、51 年 10 月 30 日から 54 年 5 月 28 日までの期間のうちの 10 か月ほどの期間、同社に勤務していたものと考えられる。

しかし、D 社が加入していた E 厚生年金基金に申立人の加入記録は見当たらない。

また、D 社は平成 10 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくな

っており、当時の事業主の連絡先も不明である上、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記複数の同僚は、D社には当時、厚生年金保険に加入していない社員もいた旨供述している。

加えて、D社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 4 月頃から同年 10 月頃まで
② 昭和 24 年 10 月頃から 27 年 8 月頃まで

申立期間①について、A市B町のC社において販売及び事務の仕事をしていました。

申立期間②について、A市D町のE社において事務の仕事をしていた。

かなり昔のことなので、勤務していた際の記憶は薄れてしまっているが、両事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社は、事業所記号払出簿において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が記憶する事業所所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、C社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、申立人の勤務実態等に係る証言は得られなかった。

また、E社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できず、事業主を特定することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、E社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 1 日から 63 年頃まで

昭和 58 年頃、A社の社長に誘われて、営業部長として入社し、営業活動を行っていた。62 年頃、同社の社長が行方不明となったため、私が同社を代表して 1 年間ほど業務を行った。継続して勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録は、入社当初の 1 か月しかなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社において、昭和58年11月1日に被保険者資格を取得し、59年2月29日に離職していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和59年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間当時、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、昭和59年1月までA社に勤務していたとする事務職の同僚は、「同社に入社したが、7か月ほど勤務し、同年1月に倒産したので退職した。保管している給与明細書を確認したところ、給与から厚生年金保険料が控除されていたのは1か月のみである。倒産直前の給与は支払われなかった。」と回答しており、申立期間に申立人の給与が支払われ、給与から厚生年金保険料が控除されていた状況はうかがえない。

さらに、申立人は、「昭和62年頃、A社の社長が行方不明となったため、その後私が同社を代表して1年間ほど業務を行った。」と供述しているが、59年12月に同社を退職したとする営業職の同僚は、「同年12月に同社の社長が行方不明となったので、すぐに退職した。同社の廃業時期及び申立人のそ

の後の勤務期間は分からない。また、私が退職した同年12月より前から同社の経営状態は悪くなり給与の遅配が始まり、上司であった申立人に相談したが、結局、給与は未払いとなった。」と証言している。

加えて、A社の代表取締役は、連絡先が不明であり、申立人の申立期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。